

電話サービス利用規約

- 第1条（目的） 本規約は全日本放送研究部（以下、AJBRC）の提供する外線・内線電話サービス（以下、本サービス）の利用に関し規定することを目的とする。
- 第2条（利用対象者） AJBRCの部員（以下、部員）または関係先（AJBRC作品の出演者、イラストレーター、作曲等AJBRCと特に関係が深い方）。
- 第3条（申込方法） 部員は入部と同時に本サービスを利用出来るものとする。関係先については本規約に同意したうえでinfo@ajbrc.comへ『氏名』『連絡先』『AJBRCとの関係』を連絡することで利用出来るものとする。
- 第4条（サービス内容） 基本サービスは次のとおりとする。
- ・内線電話サービス
 - ・留守番電話サービス
 - ・外線発信
 - ・外線着信
 - ・モーニングコールなど
- この内、外線発信は部員のみが利用出来るものとする。
- オプションサービスは次のとおりとする。
- ・直通外線番号
- なお、直通外線番号は原則として利用者1名に対し1番号までとしオプションサービスの利用は原則部員のみとする。
- 第5条（利用料金） 基本サービスの利用料金を次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|-------------|
| ・月額利用料 | 無料 |
| ・外線発信携帯電話宛 | 15.9円/分（税別） |
| ・外線発信IP電話・固定電話宛 | 8円/3分（税別） |
- オプションサービスの利用料金を次のとおりとする。
- | | |
|--------------|------------|
| ・直通外線番号発行手数料 | 500円（税別） |
| ・直通外線番号基本料 | 300円/月（税別） |
- なおオプションサービス利用者に対しては別途、社団法人電気通信事業者協会が定めるユニバーサルサービス料を毎月徴収する。
- 直通外線番号基本料は直通外線番号発行から3ヶ月を経過した後に課金するものとする。

また、業務で利用した外線通話料は AJBRC の経費として計上し利用者への課金は行わないこととする。

回線提供元である楽天コミュニケーションズが指定する無料通話先への通話は無課金とする。

第 6 条（利用までの期間） 基本サービスについては次のとおりとする。

- ・部員 入部と同時
- ・関係先 利用申込後 3 営業日以内

オプションサービスについては次のとおりとする。

- ・直通外線番号提供元である楽天コミュニケーションズ側の手続きが完了し AJBRC の作業が完了次第

なお、完了日については別途電子メールで通知するものとする。

第 7 条（禁止事項） 本サービスの利用者は次に掲げる利用をしてはならない。

- ・無言電話（障がい発生時を除く）
- ・いたずら電話
- ・その他 AJBRC が不適切だと判断した利用

第 8 条（解約） 解約は次のとおりとする。

（基本サービス）

- ・部員 部員である内は解約出来ない
- ・関係先 任意のタイミングで解約出来る

（オプションサービス）

- ・1ヶ月以内 解約は出来ない
- ・2ヶ月以内 番号発行手数料と通話料の支払で解約出来る
- ・2ヶ月を経過 基本料と通話料の支払で解約出来る
- ・解約事務手数料は徴収しない
- ・基本料の日割り計算はしない

利用規約に違反した場合は AJBRC は利用者に連絡することなく直ちに解約することが出来る。いずれの場合も info@ajbrc.com へ利用廃止の申し出をすることで解約出来る。また未清算金がある場合は解約時に一括で納付する。

第 9 条（納付方法） 部費の納付方法に準じ、部費とともに納付する。ただし、部費の納付方法に『イベント払い』を選択している場合はそれ以外の方法とする。

第 10 条（罰則） 正当な理由なく事前連絡なく利用料の納付が遅延した場合は年額 100 分の 10 の延滞金を別途支払うこととする。また正当

な理由なく事前連絡がなく納付が2ヶ月以上遅延した場合はオプションサービスの利用を制限、解約することがある。制限期間中であっても解約がなされるまでの間の基本料は発生する。

第11条（制限事項） 本サービスは回線の制約により着信先各社の提供する無料通話、緊急通話、市外局番を付加した場合以外の天気予報、通話ごと非番号通知、通話ごと番号通知を除く3桁特番サービスが利用出来ない。国際発信も出来ない。

利用者が部員である場合は内線番号表、名刺に内線番号を直通外線番号を発行した場合は名刺に記載する。

直通外線番号の所有権はAJBRCに帰属する。

第12条（損害賠償） 本サービスの利用によって生じた損害に対する保証は本サービスの利用料金の範囲を上限とする。

第13条（管轄裁判所） 本サービスの利用に関して紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（規約改正） この規約は随時改正出来るものとする。

附則（平成28年5月31日）

第1条 この規約は平成28年5月31日に公布、即日発効とする。

附則（平成29年8月1日）

第1条 第5条を誤字訂正、料金修正する。

第2条 本附則を平成29年8月1日に施行する。